

子ども・子育て支援新制度が始まります

●問合先 市役所児童福祉課 保育G 内線 155、153

子ども・子育て支援新制度とは？

一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。この 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。新制度では、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的としています。

利用手続きが変わります！

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育所等を利用する際の手続きが変わります。

幼稚園や保育所等を利用する際に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

①支給認定の種類

支給認定区分	対象	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園、幼稚園※
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所（園）
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所（園）、小規模保育事業等

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

②保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

利用手続きの流れ

①平成 27 年度から新たに施設等を利用する場合の主な流れ

1号認定を受けて幼稚園等を利用する場合

利用希望者	幼稚園等 園児募集	守谷市
応募 →	※定員超過等あれば選考 ↓	
入園の内定		
申請書の提出 →	申請書の提出（経由） →	申請書の受理 ↓
認定証等の受領 ←		認定証等の交付※ 1
利用契約締結		

2号認定・3号認定を受けて保育所等を利用する場合

利用希望者	保育所等	守谷市
申請書の提出 →		申請を受理 ↓
認定証等の受領 ←		認定証等の交付※ 1 ↓
		入所選考※ 2 ↓
選考結果受領 ←		選考結果発送
利用決定した場合、利用契約締結※認可保育所は除く		

②現在幼稚園や保育所等を利用しており、平成 27 年度も引き続き同じ施設を利用する場合の主な流れ

1号認定を受けて幼稚園等を利用する場合

利用希望者	幼稚園等	守谷市
申請書の提出 →	申請書の提出（経由） →	申請を受理 ↓
認定証等の受領 ←		認定証等の交付※ 1
利用契約締結		

2号認定・3号認定を受けて保育所等を利用する場合

利用希望者	保育所等	守谷市
申請書の提出 →	申請書の提出（経由） →	申請を受理 ↓
認定証等の受領 ←		認定証等の交付※ 1
利用決定した場合、利用契約締結※認可保育所は除く		

※ 1 認定証等の交付に際しては、申請内容の確認、利用料決定のための市民税額の確認等を行います。

※ 2 入所選考は、申請書類の内容を確認し、選考基準に基づき優先順位の高い方から利用決定を行います。

利用料金は？

利用料金は、所得に応じた負担を基本とし、国が定める水準を上限に、市町村が設定します。また、施設・事業者は市町村が定める額に加えて、必要経費を徴収できます。決定次第、市ホームページ等でお知らせします。

子ども・子育て支援新制度についての詳細は、下記のホームページをご覧ください。

内閣府 HP

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



市 HP

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi/fukushi/kodomokosodate.html>

